

令和2年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
令和2年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 令和2年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	90兆7,397億円	(①89兆5,930億円、+1兆1,467億円、+ 1.3%)
② 地方一般歳出	75兆8,480億円	(①74兆1,159億円、+1兆7,321億円、+ 2.3%)
③ 一般財源総額 ・水準超経費を除く	63兆4,318億円	(①62兆7,072億円、+ 7,246億円、+ 1.2%)
交付団体ベース	61兆7,518億円	(①60兆6,772億円、+1兆 746億円、+ 1.8%)
④ 地方交付税の総額	16兆5,882億円	(①16兆1,809億円、+ 4,073億円、+ 2.5%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	43兆5,452億円	(①42兆8,756億円、+ 6,696億円、+ 1.6%)
⑥ 地方特例交付金	2,007億円	(① 4,340億円、▲ 2,333億円、▲ 53.8%)
⑦ 臨時財政対策債	3兆1,398億円	(① 3兆2,568億円、▲ 1,171億円、▲ 3.6%)
⑧ 財源不足額	4兆5,285億円	(① 4兆4,101億円、+ 1,183億円、+ 2.7%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業		
① 震災復興特別交付税	3,742億円	(① 4,049億円、▲ 307億円、▲ 7.6%)
② 規模	8,984億円	(①1兆 987億円、▲ 2,003億円、▲ 18.2%)
(2) 全国防災事業		
規模	1,092億円	(① 1,058億円、+ 34億円、+ 3.2%)

Ⅱ 通常収支分

地方団体が、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和元年度を0.7兆円上回る額を確保（交付団体ベースの一般財源総額は令和元年度を1.1兆円上回る額を確保）

1 地方財源の確保

一般財源総額 63兆4,318億円（前年度比 +7,246億円、+1.2%）

一般財源（交付団体ベース）の総額 61兆7,518億円（同 +1兆746億円、+1.8%）

※ 一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 66.4%（①66.4%）

・ 地方税	40兆9,366億円（前年度比+7,733億円、+1.9%）
・ 地方譲与税	2兆6,086億円（同 ▲1,037億円、▲3.8%）
・ 地方交付税	16兆5,882億円（同 +4,073億円、+2.5%）
・ 地方特例交付金	2,007億円（同 ▲2,333億円、▲53.8%）
・ 臨時財政対策債	3兆1,398億円（同 ▲1,171億円、▲3.6%）

地方債 9兆2,783億円（前年度比 ▲1,500億円、▲1.6%）

・ 臨時財政対策債	3兆1,398億円（前年度比 ▲1,171億円、▲3.6%）
・ 臨時財政対策債以外	6兆1,385億円（同 ▲329億円、▲0.5%）
➤ 通常債	5兆3,685億円（同 ▲129億円、▲0.2%）
➤ 財源対策債	7,700億円（同 ▲200億円、▲2.5%）

2 地方交付税の確保

地方交付税（出口ベース） 16兆5,882億円（前年度比 +4,073億円、+2.5%）

【一般会計】	15兆6,085億円（a）
① 地方交付税の法定率分等	15兆898億円
・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	15兆3,253億円
・ 国税減額補正精算分（⑳、㉑、㉒）	▲2,355億円
② 一般会計における加算措置（既往法定分等）	5,187億円

【特別会計】	9,797 億円 (b)
① 地方法人税の法定率分	1兆4,564 億円
② 交付税特別会計借入金償還額	▲ 5,000 億円
③ 交付税特別会計借入金支払利子	▲ 771 億円
④ 交付税特別会計剰余金の活用	+ 1,000 億円
⑤ 返還金	+ 4 億円
【地方交付税】 (a) + (b)	<u>16兆5,882 億円</u>

(参考) 地方交付税の推移 (兆円)

	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	①	②
地方交付税	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6

<令和元年度補正予算 (第1号) に伴う精算>

令和元年度の補正予算 (第1号) において国税収入が減額補正され、地方交付税法定率分の減を補填するため国の一般会計が加算した額 6,496 億円については、令和3年度以降10年間に分割して精算 (各年度の精算額 650 億円)

3 臨時財政対策債の抑制

臨時財政対策債	3兆1,398億円 (前年度比 ▲1,171億円、▲3.6%)
臨時財政対策債残高 (令和2年度末見込み)	53.3兆円 (同 ▲0.5兆円、▲0.9%)

4 地域社会再生事業費の創設

偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」4,200 億円を計上

地方財政計画において、不交付団体の水準超経費が同程度抑制されることから、歳出全体としては増となっていない

・ 地域社会再生事業費	4,200 億円
-------------	----------

5 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

平成 27 年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、第 2 期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が始まる令和 2 年度においても、引き続き 1 兆円を確保

6 社会保障の充実及び人づくり革命等

社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※下記金額は、国・地方所要額の合計

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| ・ 社会保障の充実分の事業費 | 2 兆 7,111 億円 (① 2 兆 1,930 億円) |
| ・ 社会保障 4 経費に係る公経済負担増分の事業費 | 6,045 億円 (① 4,728 億円) |
| ・ 人づくり革命に係る事業費 | 1 兆 5,857 億円 (① 4,839 億円) |

7 緊急浚渫推進事業費の創設

地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費」を計上

- | | |
|-------------|--------|
| ・ 緊急浚渫推進事業費 | 900 億円 |
|-------------|--------|
- 各分野での個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防及び治山に係る浚渫について、令和 2 年度から 6 年度まで地方債の特例措置を講ずる（地方財政法を改正）

8 森林環境譲与税の増額

災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒して増額（森林環境税法等を改正）

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額 | 令和 2～6 年度までの 5 年間で 2,300 億円 |
| ・ 令和 2 年度の森林環境譲与税 | 400 億円 (① 200 億円) |
| ・ 令和 2 年度の特別会計借入金償還額 | 200 億円※ |
- ※ 令和元年度の森林環境譲与税の財源として交付税特別会計において借り入れた額の償還

9 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して地方財政措置を講ずる

10 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充

11 会計年度任用職員制度の施行への対応

会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費について一般行政経費（単独）等に計上

- ・ 一般行政経費（単独） 1,690 億円
- ・ 公営企業繰出金 48 億円

12 次世代型行政サービスの推進

Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の全国的な整備及び高度化を推進するため地方財政措置を拡充するとともに、条件不利地域において地域課題の解決等を図るため、5G等の先端的な情報通信技術の導入に要する経費に対して地方財政措置を講ずる

13 地域医療の確保

地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域における二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院について、その機能を維持するための繰出しに対して地方財政措置を講ずるとともに、周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充

14 公営競技納付金制度の延長

公営競技施行者に偏在する収益金の全国的な均てん化のための公営競技納付金制度について、令和2年度で現行制度の期限が到来することから、現行制度と同内容で令和7年度まで延長（地方財政法を改正）

※ 公営競技納付金制度：公営競技施行者で一定の黒字団体が、収益金の一部を地方公共団体金融機構に納付し、機構が地方団体に対する貸付金の利下げに利用

15 財源不足の補填

令和2年度における財源不足額 4兆5,285億円（前年度比 +1,183億円、+2.7%）

※ 折半対象財源不足は、令和元年度に引き続き生じていない

○ 令和2年度から令和4年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、令和2年度においては、折半対象財源不足が生じていないことから、以下のとおり財源不足額を補填

① 財源対策債の発行	7,700億円
② 地方交付税の増額による補填	6,187億円
・ 一般会計における加算措置（既往法定分等）	5,187億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用	1,000億円
③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分）	3兆1,398億円

Ⅲ 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

○ 震災復興特別交付税	3,742 億円
	(前年度比 ▲307 億円、▲7.6%)
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要	
① 直轄・補助事業の地方負担分	2,942 億円
② 地方単独事業分	406 億円
・ 単独災害復旧事業	134 億円
・ 中長期職員派遣、職員採用等	272 億円
③ 地方税等の減収分	394 億円
・ 地方税法等に基づく特例措置分	365 億円
・ 条例減免分	29 億円

※ 令和2年度の所要額は、3,742 億円であるが、予算額は年度調整分 319 億円を除いた 3,423 億円（令和元年度予算額：3,250 億円）となる

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和2年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆4,090 億円

地域社会再生事業費の創設

- 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」(4,200億円)を計上

地方交付税における算定

【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域社会再生事業費」を創設し、地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費を算定

【算定額】

地域社会再生事業費 4,200億円程度

うち、道府県分	2,100億円程度
うち、市町村分	2,100億円程度

【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分を行う観点から、以下の2つの視点による指標を反映

① 人口構造の変化に応じた指標

人口構造の変化によって全国で生じる課題に対応

(算定に用いる指標)

- ・人口減少率
- ・年少人口比率
- ・高齢者人口比率
- ・生産年齢人口減少率

全国平均を上回って人口が減少し、
少子高齢化が進行している団体の
経費を割増し

② 人口集積の度合いに応じた指標

人口集積の度合いが低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応

(算定に用いる指標)

- ・非人口集中地区(人口密度4,000人未満)の人口を基本とした指標
[特に人口密度の低い地域の人口を割増し]

人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い団体の経費を割増し

※ 上記算定とは別途、都道府県が実施する技術職員の充実等(市町村支援及び中長期派遣体制の強化)に要する経費について、総務省に報告した増加職員数に応じて算定

緊急浚渫推進事業費の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

※ 1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※ 2 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

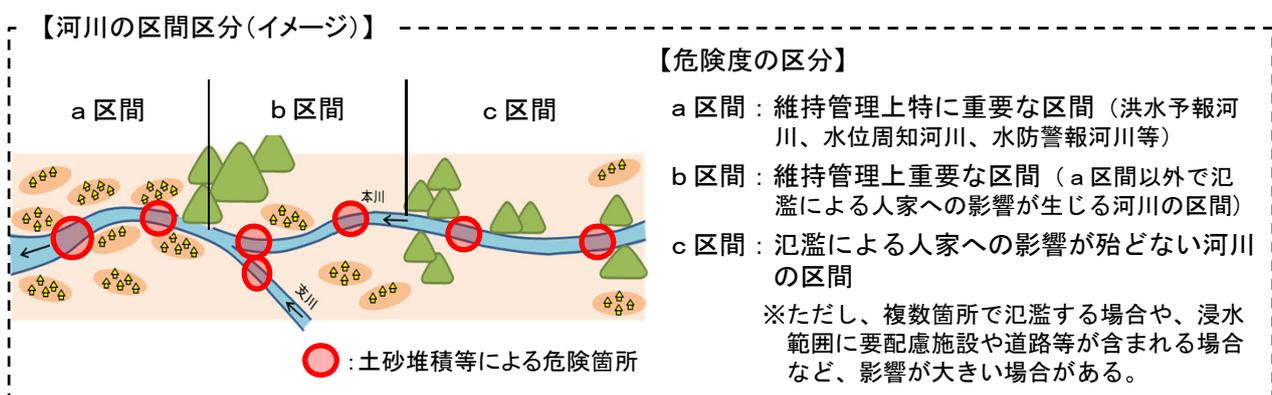
4. 事業費

900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

<参考> 河川の浚渫の例

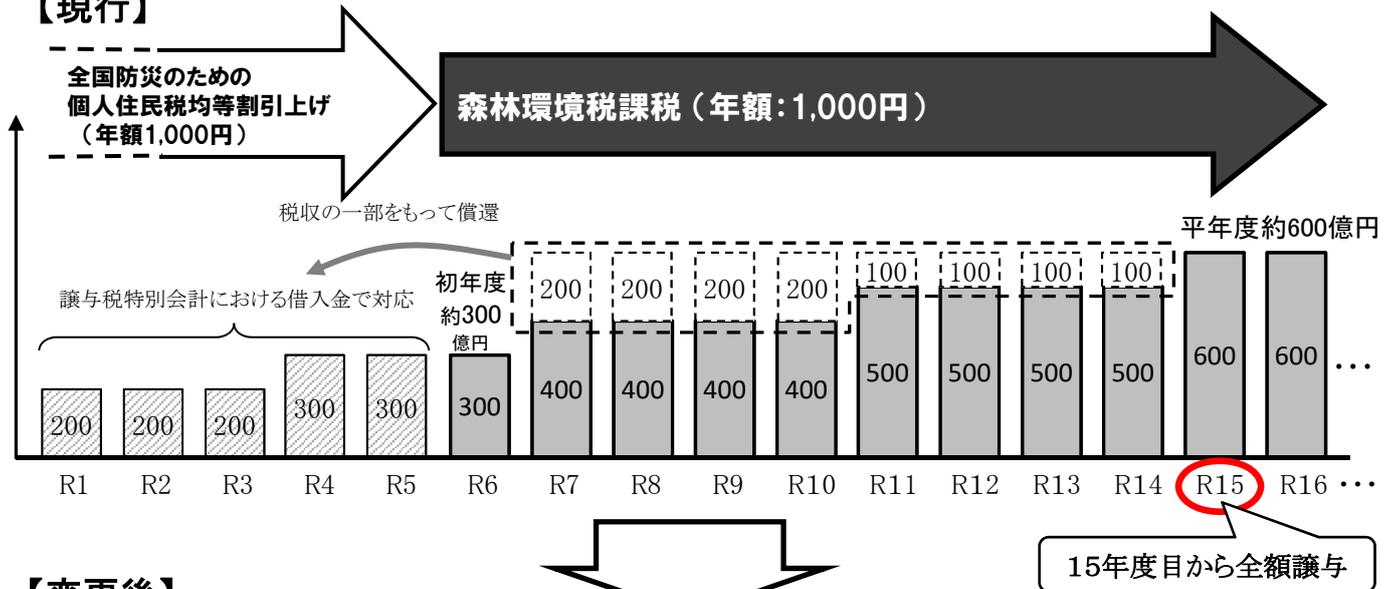
堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施



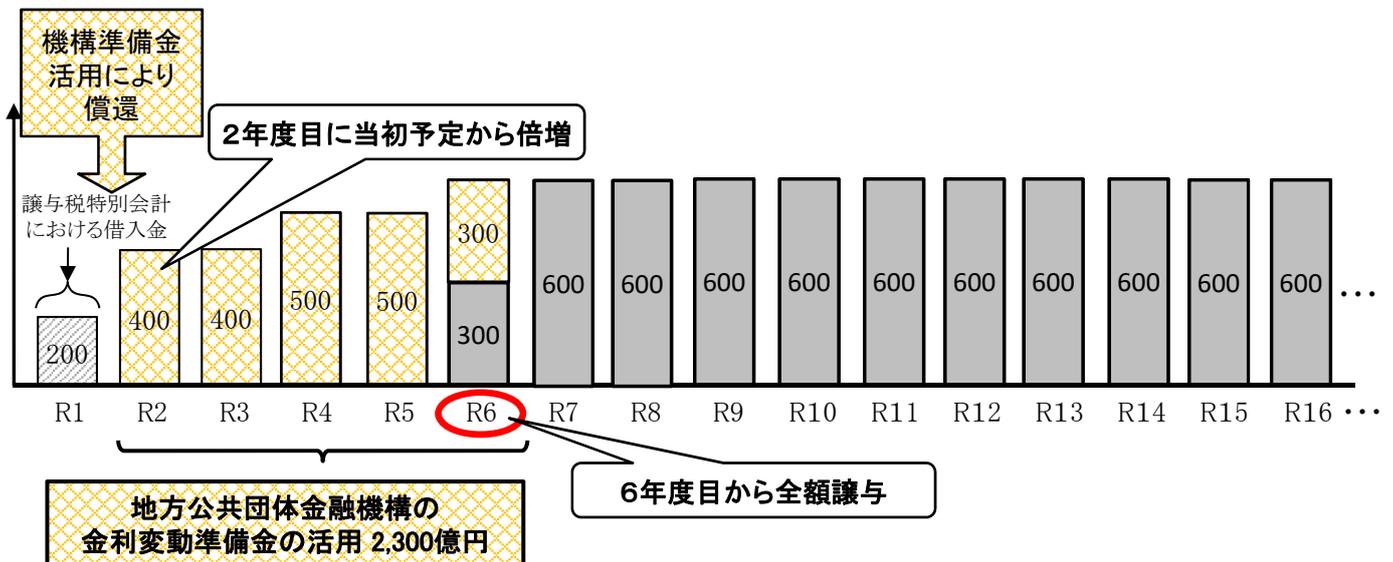
森林環境譲与税の増額

- 令和元年台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題
- このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進（森林環境税法等を改正）

【現行】



【変更後】



【森林整備の推進】



倒木により電線断線



間伐により倒木を防止

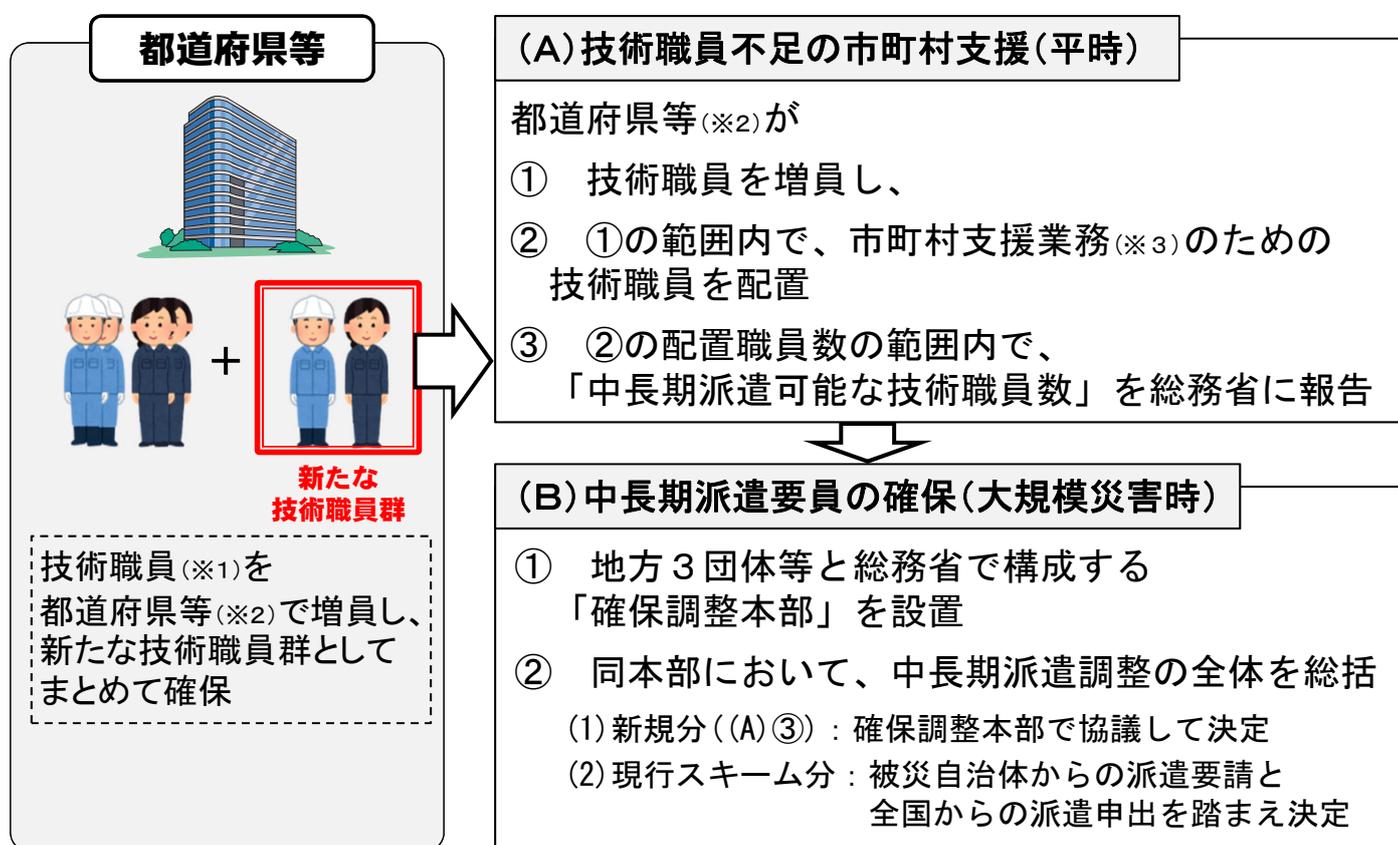


林業を志す人への研修

技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
- さらに、大規模災害時において、技術職員の中長期派遣を求める声強いものの、恒常的に不足している状況
- このため、都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して、地方財政措置を講ずる

1. 制度概要



※1 土木技師、建築技師、農業土木技師、林業技師

※2 市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を増員・配置する市町村を含む

※3 市町村の公共施設管理等に対する支援、災害査定・復旧事業等に対する支援 など

2. 地方財政措置

偏在是正措置により生じる財源を活用し、総務省に報告した職員数((A)③)に係る人件費について、普通交付税措置(「地域社会再生事業費」において、報告数に応じて算定)

※ 市町村分については特別交付税措置

緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、地方財政措置を拡充

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

【対象事業の拡充】

- 指定避難所や災害対策の拠点施設等の浸水対策
(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等)
- 洪水浸水想定区域等からの消防署の移転

【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

- ※ 事業年度終了後の本事業費の在り方については、
期間終了時の地方団体における防災・減災対策
に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

(参考) 緊急防災・減災事業債

<地方財政措置>

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

<事業年度>

平成29年度～令和2年度

<消防署の浸水対策（イメージ）>



↑
対策前
↓



↑
対策後
↓

2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充等

【対象事業の拡充】※ 令和元年度から適用

道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、急傾斜地崩壊（市町村分）
農業水利施設（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））

- ※ 災害の発生予防、拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止
対策事業計画に基づき実施される地方単独事業が対象

【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

- ※ 事業年度終了後の本事業費の在り方については、
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」
の動向等も踏まえて検討

(参考) 緊急自然災害防止対策事業債

<地方財政措置>

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

<事業年度>

令和元年度～令和2年度

<道路の法面对策（イメージ）>



↑
対策前
↓



↑
対策後
↓

ICTインフラ整備の推進

- Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の整備状況の地域間格差を是正するため、全国的な整備の推進とともに、高速・大容量の5Gへの移行等に伴う高度化の推進が必要
- このため、地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の対象を拡充するとともに、過疎対策事業債に「光ファイバ等整備特別分」を創設

1. 地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の拡充

(1) 対象団体

条件不利地域(※)又は民間事業者による整備が見込めない地域を有する市町村

※ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業の拡充

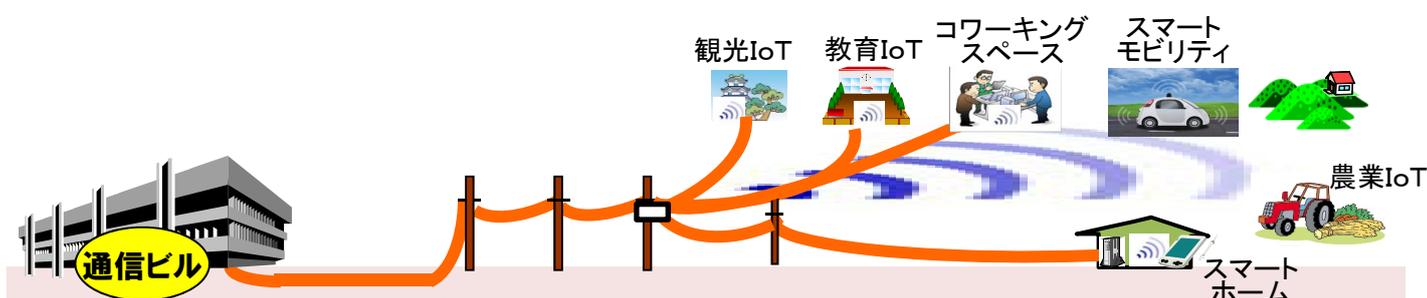
地方団体が単独事業として実施する以下の事業（下線部分）を対象に追加

対 象 事 業	充 当 率	交 付 税 措 置 率
① 光ファイバの新設	90%	30%
② <u>光ファイバの高度化を伴う更新</u>		
③ <u>ケーブルテレビの光化</u>		
④ <u>ケーブルテレビの光ファイバの高度化を伴う更新</u>		

2. 過疎対策事業債における「光ファイバ等整備特別分」の創設

過疎対策事業債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%）のハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保

※ 対象事業は上記1.(2)①～④と同じであり、地方単独事業のみならず、国庫補助事業についても対象



先端的な情報通信技術の導入の推進

1. 条件不利地域における先端的な情報通信技術の導入の推進

人口減少・少子高齢化が進行する中で、地方団体が5G・IoT・AIなどの先端的な情報通信技術を活用して地域課題の解決に取り組めるよう、これらの技術の導入に要する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象団体

条件不利地域（※）を有する地方団体

※ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業

地方団体が条件不利地域において地域住民の生活の維持・向上に必要なサービスを提供するための5G・IoT・AIなど先端的な情報通信技術の導入経費

(3) 地方財政措置（特別交付税措置）

措置率：0.5（財政力補正あり）

※ 各年度の事業費上限額

道府県：1億2,000万円、市町村：4,000万円



テレビ電話を活用した
遠隔診療



ドローンを活用した
スマート農林水産業

2. 自治体行政のスマート化の実現のための取組の推進

地方団体が自治体行政の高度化・効率化を実現し、持続可能な行政サービスを提供するために必要な技術を導入する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

RPA、共同オンライン申請システム、インフラ点検に必要なドローン等、地方公務員向けテレワークの導入経費

(2) 地方財政措置（特別交付税措置）

措置率：0.5（財政力補正あり）

※ RPAの導入については措置率0.3（財政力補正あり）



RPAの導入

地域医療の確保(公立病院に対する地方財政措置の見直し)

- 地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院に対し、その機能を維持するための繰出しに対して、地方財政措置を講ずる
- 周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充

1. 不採算地区の中核的な公立病院に対する特別交付税措置の創設

① 対象要件

不採算地区※に所在する100床以上500床未満の許可病床を有する公立病院であって、次の i) 及び ii) を満たすこと

※ 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が15km以上となる位置に所在していること
又は 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満であること

- i) 都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること
- ii) へき地拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること

② 地方財政措置

要件に該当する中核的病院の機能を維持するために特に必要な経費(医師確保に要する経費、災害拠点等としての機能維持に要する経費等)に係る繰出しに対し、特別交付税措置を講ずる(措置額については、中核的な公立病院の経営状況等を踏まえ、今後検討)

地域医療構想の更なる推進に向け、令和2年度に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、令和3年度以降の更なる公立病院の改革のプランの策定を要請することとしており、不採算地区の中核的な公立病院に対する地方財政措置については、この更なる改革プランの策定を要件とする。(現行の不採算地区の公立病院に対する地方財政措置についても同様)

2. 周産期医療・小児医療等に対する特別交付税措置の拡充

周産期医療、小児医療、小児救急及び救命救急センターに対する特別交付税措置を概ね2割程度拡充するとともに、不採算地区の病院(100床未満)について経営状況等を踏まえ特に病床数が少ない病院を中心に特別交付税措置を拡充

※ 上記1. 2. のほか、公的病院等に対しても上記の措置に準じた措置を講ずる



主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区 分		令和2年度	令和元年度
歳	入 合 計 ①	907,397	895,930
地	方 税 ②	409,366	401,633
地	方 譲 与 税 ③	26,086	27,123
地	方 特 例 交 付 金 ④	2,007	4,340
地	方 交 付 税 ⑤	165,882	161,809
地	方 債 ⑥	92,783	94,282
	うち臨時財政対策債 ⑦	31,398	32,568
復	旧・復 興 事 業 分 ⑧	▲ 86	▲ 90
全	国 防 災 事 業 分 ⑨	▲ 335	▲ 312
主 な 地 方 財 政 関 係 指 標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	634,318	627,072
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	66.4%	66.4%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	10.2%	10.5%

（参考）

- 地方の借入金残高 189.2兆円（令和2年度末見込み）
（東日本大震災分を含む） ※ 191.5兆円（令和元年度末見込み）
- 交付税特別会計借入金残高 30.7兆円（令和2年度末）
※ 31.2兆円（令和元年度末）

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

(単位：億円、%)

区 分		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 (A)-(B)	増 減 (C)	率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	409,366	401,633	7,733		1.9
	地 方 譲 与 税	26,086	27,123	△ 1,037	△	3.8
	地 方 特 例 交 付 金	2,007	4,340	△ 2,333	△	53.8
	地 方 交 付 税	165,882	161,809	4,073		2.5
	国 庫 支 出 金	152,157	147,174	4,983		3.4
	地 方 債	92,783	94,282	△ 1,500	△	1.6
	うち臨時財政対策債	31,398	32,568	△ 1,171	△	3.6
	うち財源対策債	7,700	7,900	△ 200	△	2.5
	使用料及び手数料	15,761	16,083	△ 322	△	2.0
	雑 収 入	43,776	43,887	△ 111	△	0.3
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 86	△ 90	4	△	4.4
	全国防災事業一般財源充当分	△ 335	△ 312	△ 23		7.4
	計	907,397	895,930	11,467		1.3
一 般 財 源 (水準超経費を除く交付団体ベース)	634,318	627,072	7,246		1.2	
	617,518	606,772	10,746		1.8	
歳 出	給 与 関 係 経 費	202,876	203,307	△ 431	△	0.2
	退 職 手 当 以 外	187,553	187,685	△ 132	△	0.1
	退 職 手 当	15,323	15,622	△ 299	△	1.9
	一 般 行 政 経 費	403,717	384,197	19,520		5.1
	補 助	227,126	214,845	12,281		5.7
	単 独	147,510	144,504	3,006		2.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,881	14,848	33		0.2
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0		0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	-	4,200		皆増
	公 債 費	116,979	119,088	△ 2,109	△	1.8
	維 持 補 修 費	14,469	13,491	978		7.2
	うち緊急浚渫推進事業費	900	-	900		皆増
	投 資 的 経 費	127,614	130,153	△ 2,539	△	2.0
	直 轄 ・ 補 助	66,477	69,077	△ 2,600	△	3.8
	単 独	61,137	61,076	61		0.1
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0		0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0		0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	3,000	3,000	0		0.0
	公 営 企 業 繰 出 金	24,942	25,394	△ 452	△	1.8
	企業債償還費普通会計負担分	15,138	15,383	△ 245	△	1.6
	そ の 他	9,804	10,011	△ 207	△	2.1
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	16,800	20,300	△ 3,500	△	17.2
	計	907,397	895,930	11,467		1.3
(水準超経費を除く交付団体ベース)	890,597	875,630	14,967		1.7	
地 方 一 般 歳 出	758,480	741,159	17,321		2.3	

(注) 令和元年度における重点課題対応分については、一般行政経費(単独)に含めて計上している。

2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

区 分		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 増 減 (C)	率 (C)/(B)
歳 入	震災復興特別交付税	3,742	4,049	△ 307	△	7.6
	一般財源充当分	86	90	△ 4	△	4.4
	国庫支出金	5,065	6,768	△ 1,703	△	25.2
	地方債	15	12	3		25.0
	雑収入	76	68	8		11.8
	計	8,984	10,987	△ 2,003	△	18.2
歳 出	給与関係経費	71	78	△ 7	△	9.0
	一般行政経費	1,748	2,422	△ 674	△	27.8
	補助	1,104	1,756	△ 652	△	37.1
	単独	644	666	△ 22	△	3.3
	公債費	75	68	7		10.3
	投資的経費	7,075	8,344	△ 1,269	△	15.2
	直轄・補助	6,941	8,182	△ 1,241	△	15.2
	単独	134	162	△ 28	△	17.3
	公営企業繰出金	15	75	△ 60	△	80.0
計	8,984	10,987	△ 2,003	△	18.2	

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

区 分		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 増 減 (C)	率 (C)/(B)
歳 入	地方税	756	745	11		1.5
	一般財源充当分	335	312	23		7.4
	雑収入	1	1	0		0.0
	計	1,092	1,058	34		3.2
歳 出	公債費	1,092	1,058	34		3.2
	計	1,092	1,058	34		3.2

通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

区 分		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	410,122	402,378	7,744	1.9
	地 方 譲 与 税	26,086	27,123	△ 1,037	△ 3.8
	地 方 特 例 交 付 金	2,007	4,340	△ 2,333	△ 53.8
	地 方 交 付 税	169,624	165,858	3,766	2.3
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	165,882	161,809	4,073	2.5
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	3,742	4,049	△ 307	△ 7.6
	国 庫 支 出 金	157,222	153,942	3,280	2.1
	地 方 債	92,798	94,294	△ 1,497	△ 1.6
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
	う ち 財 源 対 策 債	7,700	7,900	△ 200	△ 2.5
	使 用 料 及 び 手 数 料	15,761	16,083	△ 322	△ 2.0
	雑 収 入	43,853	43,956	△ 103	△ 0.2
	計	917,473	907,975	9,498	1.0
一 般 財 源	639,237	632,268	6,969	1.1	
歳 出	給 与 関 係 経 費	202,947	203,385	△ 438	△ 0.2
	退 職 手 当 以 外	187,624	187,763	△ 139	△ 0.1
	退 職 手 当	15,323	15,622	△ 299	△ 1.9
	一 般 行 政 経 費	405,465	386,619	18,846	4.9
	補 助	228,230	216,601	11,629	5.4
	単 独	148,154	145,170	2,984	2.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,881	14,848	33	0.2
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	-	4,200	皆増
	公 債 費	118,146	120,214	△ 2,068	△ 1.7
	維 持 補 修 費	14,469	13,491	978	7.2
	う ち 緊 急 浚 渫 推 進 事 業 費	900	-	900	皆増
	投 資 的 経 費	134,689	138,497	△ 3,808	△ 2.7
	直 轄 ・ 補 助	73,418	77,259	△ 3,841	△ 5.0
	単 独	61,271	61,238	33	0.1
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	4,800	0	0.0
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	3,000	3,000	0	0.0
	公 営 企 業 繰 出 金	24,957	25,469	△ 512	△ 2.0
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	15,138	15,383	△ 245	△ 1.6
そ の 他	9,819	10,086	△ 267	△ 2.6	
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	16,800	20,300	△ 3,500	△ 17.2	
計	917,473	907,975	9,498	1.0	
地 方 一 般 歳 出	767,389	752,078	15,311	2.0	